
役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 芹田福祉サービス

平成29年4月1日制定

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芹田福祉サービスの定款第8条並びに第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会等出席経費)

第3条 役員が理事会等に出席したときは、出張旅費規程に基づき、旅費等を支出することができる。

(理事長及び業務執行理事の報酬)

第4条 理事長及び業務執行理事には、役員としての執行業務に対して、次の各号に定める報酬を支給することができる。

- | | | |
|----------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 100,000円 |
| (2) 副理事長 | 月額 | 100,000円 |
| (3) 専務理事 | 月額 | 80,000円 |
| (4) 常務理事 | 月額 | 50,000円 |

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期については、第3条の理事会等出席経費については、理事会等の当日に支給し、第4条の理事長及び業務執行理事に対する報酬については、毎月10日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）に支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から実施する。